

平成26年第5回東大和市議会厚生文教委員会記録

平成26年6月12日（木曜日）

出席委員（7名）

委員長	中間建二君	副委員長	西川洋一君
委員	大后治雄君	委員	中村庄一郎君
委員	関田貢君	委員	東口正美君
委員	床鍋義博君		

欠席委員（なし）

委員外議員（2名）

議長	尾崎信夫君	4番	実川圭子君
----	-------	----	-------

議会事務局職員（5名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主事	吉川和宏君
主事	須藤孝桜君		

出席説明員（9名）

副市長	小島昇公君	子ども生活部長	榎本豊君
福祉部長	吉沢寿子君	子育て支援課長	高橋宏之君
保育課長	宮鍋和志君	子ども生活部副参事	井上誠二君
青少年課長	中村修君	障害福祉課長	小川則之君
健康課長	志村明子君		

会議に付した案件

- (1) 座席の変更について
- (2) 26第4号陳情 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情
- (3) 所管事務調査
 - 東大和市内保育園及び学童保育所の待機児の現状と課題について
- (4) 特定事件調査
 - 行政視察について

午前 9時32分 開議

○委員長（中間建二君） ただいまから平成26年第5回東和市議会厚生文教委員会を開会いたします。

○委員長（中間建二君） 初めに、座席の変更について、本件を議題に追加いたします。

お諮りいたします。

委員の座席をただいま御着席のとおり変更したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○委員長（中間建二君） 次に、26第4号陳情 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情、
本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（長島孝夫君） それでは、朗読いたします。

26第4号陳情 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情

○委員長（中間建二君） 朗読が終わりました。

質疑を行います。

○委員（関田 貢君） では、何点かお伺いします。

まず、このウイルス性肝炎患者に対する医療助成の拡充に関する陳情については、総論として、まず賛成の意で質問をさせていただくということで、誤解のないようにしていただきたいと思います。

まず、今回提案されています陳情趣旨の中で、1番としての医療助成の問題、2番としての身体障害者手帳、当市の環境ではどのような状態になっているか。そして、この中身を僕まだ不勉強でわからないんですが、東京都で肝炎の問題については、僕の調査によると1都2県が無料時代があったんですね。1都2県というのは、東京と長野県、岐阜県、ここが難病指定というのがありました。そして、東京については他府県のことの情報はわかりませんけれど、東京については難病指定が治る病気というふうに解釈をされております。それで、この医療助成が打ち切られたという経過があるというふうに話を聞いています。その現状認識を難病とは、国ではどのように難病というのは解釈するのか。東京都だけが難病指定というのを指定するのか、その辺の見解がちょっと不明瞭なところがあるんでわかりませんので、説明を願いたいと思います。

以上です。

○障害福祉課長（小川則之君） 今関田委員のほうから御質問についてです。

まず、当市の現状ですが、B・C肝炎の患者数につきましては、正確な人数の把握というのは非常に困難でございます。国の全体の数字から推計するような形になりますが、国の資料によりますと、B型の場合、キャリアという肝炎ウイルスは体内に継続的に存在している方というのが110万人から140万人、患者といいまして、慢性肝炎や肝硬変、肝がんに至っている方が7万人、それからC型のほうがキャリアが190万人から230万人、患者数が37万人ということで、合計で最大でキャリアが370万人、それから患者数のほうが44万人ということで、地域差や年齢差があるということですけれども、これを市の人口に当てはめると大体キャリアで2,500から3,000人、患者数で約350人ということでございます。

それから、身体障害者手帳のほうですけれども、肝機能障害が身体障害者手帳の対象と認められるように

なったのが、平成22年4月からと、まだ日が浅いわけですけれども、この26年4月1日現在の数値で申し上げますと、身体障害者手帳の所持者が全体で2,665人、そのうち他の内臓の疾病等を起因とする内部障害の方が819人、そのうち肝機能障害の方は10人ということになっております。

○福祉部長（吉沢寿子君） 関田委員のほうから御質疑ありました東京都で以前に、そういった制度があったのではないかというような御質疑いただきましたけれども、平成14年9月まで東京都の制度といたしまして、B型・C型ウイルス肝炎を含めて、慢性肝炎、肝硬変、 hepatitisを難病として医療費助成を行っていたという時代がございました。しかし、その後原因がウイルス性ということで、それが判明して治療法も進歩したということから、難病には当たらないということで、ウイルス性肝炎については難病ではなく、新たなウイルス性肝炎対策で対応すべきということで、難病の医療費助成から除外されたというような経過がございます。

現在難病の定義といたしまして、4つ定義されております。

それは、まず1つ目が希少であること。それから、2つ目が原因不明であること。3つ目が治療法が未確立であること。4つ目が生活面に長期にわたり支障を来す疾病のうち、療養上特段の配慮が必要なもの、以上と定義されているところでございます。

以上です。

○委員（関田 貢君） 中身は今の話でわかりましたけれど、こここの今度これに治療にかかっているときに、高額医療という限度範囲が私が確認したところでは、難病指定でこの治療を受けるときに、入院費が約500万前後かかるそうです。それで、インターフェロンの注射がデータでいきますと、48年当初が2万から12万の中身によっては注射が違うということです。そして、この2年間で治療を受けるときに100本のインターフェロンを打つということが原則だそうです。そうしたときに、2万から12万の2年間で1年間50本から打つと、高額医療の対象にならないということを言われていますけど、高額医療というのは、どういう計算の上でなるのか、このインターフェロンの注射が年をとると注射を打てないと、年金だけでは打てないというような家庭環境があるというお話を聞いています。そうしたときの2万から12万のインターフェロンの高額医療とは、これは対象になるのか、ならないのかということを聞かれました。この辺のことを、どのように解釈したらいいんでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） インターフェロンによる治療についての費用に関する御質問です。

インターフェロンによる治療が全て保険適用になるかどうかというのは、ちょっとわからない部分がございますが、一般的な高額療養費制度で申し上げますと、まず保険で適用される部分については保険適用となります。その後高額療養費制度においては、1カ月の世帯の上限額が一般的に8万100円程度で、それに医療費の1%を加えた額ということになっておりますので、インターフェロンの治療については、年間で平均で約80万、月平均7万というふうな資料もございますので、おおむねその高額療養費の制度にかかってしまうくらいの高額の一般的には御負担が生じるというふうに認識しております。

以上です。

○委員長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

[発言する者なし]

- 委員長（中間建二君）　自由討議を終了して御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（中間建二君）　御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。
討論を行います。
〔発言する者なし〕
- 委員長（中間建二君）　討論を終了して御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（中間建二君）　御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。
- 26第4号陳情　ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情、本件を採択と決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（中間建二君）　御異議ないものと認め、よって、本件を採択と決します。
お諮りいたします。
ただいま採択と決しました本陳情につきましては、委員会として意見書を提出することとし、意見書の案文につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（中間建二君）　御異議ないものと認め、さよう決します。
ここで暫時休憩いたします。

午前 9時46分 休憩

午前 9時48分 開議

- 委員長（中間建二君）　休憩前に引き続き会議を開きます。
-
- 委員長（中間建二君）　次に、所管事務調査　東大和市内保育園及び学童保育所の待機児の現状と課題について、本件を議題に供します。
市側から資料が提出されておりますので、その説明を求めます。
- 副市長（小島昇公君）　皆さん、おはようございます。
本日は、先般4月10日の第4回厚生文教委員会におきまして、所管事務調査の際に御指摘をいただきました不足の資料、それから追加請求資料及び一部修正資料につきまして、お手元に御配付をさせていただきました。これに基づきまして、御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。
- なお、内容につきましては、担当部長のほうから御説明をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。
- 子ども生活部長（榎本 豊君）　それでは、私のほうから本日お配りいたしました本日付の所管事務調査資料を御説明いたします。
まず、4ページあるかと思いますけれども、1ページ目ですが、東大和市内の保育等施設につきまして、（1）が認可保育園（市外分）、これにつきましては、ごらんいただきますように、8の市町の26施設へ55名

が入園しているというものです。何で遠くというところでございますけれども、理由につきましては、親の勤務先とか、あと当市へ転入しましたが、児童の環境のことを考慮して、そのまま残っているとか、親の勤務先がそちらですので、そのままというようなケースが考えられると思います。

続きまして、裏面の2ページをお願いいたします。

(2) の認証保育所（市外分）でございます。こちらにつきましては、5市の5施設へ13名が通っております。

(3) の認可外保育施設（市外分）ですけれども、こちらは所沢市1市1施設へ1名が利用しているというところでございます。

(4) 家庭福祉員は利用がございません。

(5) の認定こども園（市外分）につきましては、3市4施設へ23名が利用しているというところでございます。

6番、一時保育、一時預かり及び7番、病児病後児保育室の利用はございません。

右の3ページでございますが、(8) 幼稚園でございます。

①市内施設、アが全入園施設、市内の幼稚園に入園している数でございます。26年度の実績で申し上げますと、3施設へ入園中の児童は全員で752名、右下ですね——でございます。うちイのほうですが、うち市民で通われているのが616名でございます。差し引きますと、市外からは136名の児童が利用しているというところでございます。

続きまして、4ページをお願いしたいと思います。

当市の市民の児童で、市外の幼稚園利用者の一覧でございます。ごらんいただきますとおり、13区市の28の施設へ418人が利用しているというところでございます。

本日用意しました資料の説明は以上でございます。

それから、先日4月10日にお配りいたしました資料の中で差しかえ及びまだ確定してなくて記入ができないかった部分について、御説明申し上げます。

本日差しかえということで、先日の資料はお手元にございますでしょうか。そちらの3ページをごらんいただきたいと思います。

(5) 認定こども園、⑦保育料のところをごらんいただきたいと思います。

この間も口頭で御説明したかと思いますが、「認証こども園」となっておりましたが、「認定こども園」ということでございます。

それから、8ページ目をごらんいただきたいと思います。

こちらにつきましては、3の待機児童の状況、(1) 過去10年間の推移の平成26年度、こちらのほうがまだ先日の4月段階では集計が済んでおりませんで、ここで5月になりましたで確定いたしました。ごらんいただきたいと思います。26年度は1歳児に14名の待機児童がいるというところで、合計も14名でございます。

それから、欄外の待機児童の定義の(2)新定義ということで、前回は平成19年3月30日付の厚労省の保育課長通知を掲載しておきました。ただし、今回それを見ますと2番に保育園に入園しておるけども、第1希望の保育所でない等により転園希望が出ているものもカウントするとあったんですが、当市におきましては、既に入園されているということで、転園児童は待機児童に含めないというところでございますので、新たにその2番をとりまして、新定義のほうを当市で使っておる新程度につきまして、ごらんのように訂正をさせていただきました。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（中間建二君） 説明が終わりました。

追加資料につきまして、質疑、御意見等がございましたら、御発言をお願いいたします。

○委員（東口正美君） 保育園の建て替え、またさまざま手を尽くされての待機児童減少に対しては、大変感謝申し上げるところでございます。あと1歳児が14名ということですけれども、ここの対策でどのようなことが考えられるのかということと、当市で唯一の認定こども園が富士幼稚園につくられましたけれども、ここ定員が書いてあるんですが、ここの1歳児枠、2歳児枠、どういうふうに今定員が埋まっているのかというようなことの記載がないようですけれども、ここのところがわかれれば教えていただければと思います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 来年度に向かいまして、今テマリ保育園が建て替えをしているところでございます。来年度、4月1日移設先の保育園で解消を目指しておりますが、そちらである程度11人程度の定員増なんですが、1歳児を2名ほど定員増いたしますので、多少は解消が図られるのかなというところでございます。

それから、市内の幼稚園、今御案内いただいたとおりで、認定こども園、富士幼稚園しかございませんけれども、来年度の新制度開始に向かいまして、他の2つの幼稚園が認定こども園に移行をしているのかどうかというのは、まだ未定でございますけれども、そちらで認定こども園を開始していただければ、そちらでも受け入れ先が拡大するものと思っております。

さらに、今認可外保育園の幼稚園類似施設ということで、こども学園がございますけれども、そちらも新制度に乗るように今準備を進めておりますので、そちらが認証保育所になるのか、認定こども園になるのかは、まだ未定でございますけれども、いずれにしろ新たな制度に乗れる施設を今目指しておりますので、そちらにつきましても、待機児童解消に寄与していただけるものと思っております。

それから、今ちょっと手元にございませんので、子供の数につきましては、少々お待ちいただけたらと思います。

以上でございます。

○委員（東口正美君） 数はこれからということですけれども、この14名の人たちは多分認定こども園とか、認証保育園というのは1歳児枠があいているのではないかと私は思っているんですけども、そうなった場合に数が来てないんであれなんんですけど、多分入らない、その14名の人たちが待機している理由で幾つか考えられることがあると思うんですけど、一つは地理的要因だと思いますけれども、もう一つは応能負担ではなくて、認定こども園とか、認証保育所だと、この月額が固定されているということがあると思うんですけども、例えばここの地理的な部分は無理としても、金額を補填するような形で待機児童を解消するようなことが考えられるのかどうか、済みません、教えていただければと思います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 現在幼稚園と月謝というんでしようか、保育料につきましては、各園でそれが設定しているというところでございますけど、来年度から市内の幼稚園の公定価格というのが示されると思いますので、そこで利用者負担をいかに決めるかというのは、これから当市の子ども・子育て支援会議のほうにも議論していただきまして、当市に合った保育料を設定していくようになるかと思いますが、その部分につきまして、幾らになるのか、ちょっと現状では未定でございますけども、一応応能負担というふうに言っておりますので、応能負担を導入すると所得が低い方にとっては、今まで安いような設定になるんではないかというふうなところを思っているところでございますので、応能負担の保育料等が設定されると、今までな

かったところに新たに設定されるわけでございますので、その部分を見られて、また入園を考える保護者の方もいらっしゃるのではないかというふうに思っているところでございます。

以上です。

○保育課長（宮鍋和志君） 認定こども園の利用者の方の数でございます。

6月1日現在ですが、定員が1歳児19名定員で受け入れ人数が11名、2歳児、定員が24名のところ14名の受け入れがあるということでございます。

以上でございます。

○委員（関田 貢君） 9ページの今後の10年間の推計、人口推計でちょっとお伺いしたいと思うんですが、この10年間の人口推計を見ますと、10年間で約250名の減少というのが、当市では250名という数字は少ないのかなというような感じしますね。というのは、なぜかというと、2020年オリンピックを契機にして、人口減がかなり急速に進むんだろうというふうに言われています。そういうようなお話が新聞報道なんかされている中で、当市の推計では、ここで生産人口が子供を産み育てる人口増は見込めるのどうか、地域的に新興住宅で若いお父さん、お母さんたちの大和に来ていただく、他市から大和へ来る人口状態の入居状態、そういうことによる増加傾向というのは見込めるのかどうか。そういうことについてのデータで、この中で見ますと8万3,000の人口の中で東大和市は今人口を引っ張っている要因というのは、工場地域のマンションラッシュが、そういう引っ張る原因だと私は見ています。ですから、そういうマンションラッシュの原因の中で、若い夫婦がどれくらいいるかと、今の世帯構成を見ると、もう60代以上の人が大半が転出で入ってくる様子が見受けられます。ですから、若いお母さんのそういう子供を産み育てられる環境の人と、転出・転入の率というんですか、そういうのが東大和市の場合は極端だったんですね、私過去10年で転出、入ってくる人より転出組のほうが多いといった時代があります。そして、工場地域のマンションラッシュによって、出ていく人よりふえてくるというのが、マンションラッシュのおかげでややプラス傾向になっていると、転出が少なくなったというふうな時代がありました。その辺の分析は、どのようにされているか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 人口推計でございますけれども、9ページに記載しております今後10年間の推計というのは、平成23年8月、3年前の8月に市で総合計画を策定するに当たって推計したのが現状である数字でございます。これ以外も推計している数字はないんでございますけれども、やはり今関田委員がおっしゃったように、マンションの建築によりまして、流入がふえているというところは認識しているところでございます。例えばでございますけれども、桜が丘4丁目、ぎょうせいの跡地にできたマンション、たしか400戸ぐらいだったと思うんですけども、転入が8割というふうに聞いておりますので、市内でそちらに求めた方が2割だったというようなところを見ても、やはり転入が多いというところ。

それから、分析はしておりませんけれども、若い世代がかなり来ているというのは感じているところでございます。今後でございますけれども、やはり関田委員がおっしゃったように、産み育てられる環境づくりを、これからしていって、それが受け入れていただければ、さらに転入がふえるのかなと。それから、第2子、第3子を産んでいただけるようになるのかなというように思っておりますので、担当部といたしましては、待機児童解消というのも国もそうでございますが、当市も第一の課題として捉えておりますので、そちらのほうの解消のほかには、今度はさらに市民の方が求めるニーズに沿った施策を打つていけたらというふうに思っているところでございます。

以上です。

○委員（西川洋一君） 現状と課題ということで、現状のところで改めて聞かせていただきたいんですけど、認可保育園は設置基準面積、保育所の保育士の資格等は、これは国の定めた基準ということで書かれております。その数値は、そちらを見るということにして、あと2ページの（2）以降のそれぞれの東大和にある施設で、ここでは保育士の配置基準が現状どうなっているか。それから、面積基準が書いてないところもありますけれども、これが現実、現状どうなっているか、それを教えてください、それぞれのところで。

○保育課長（宮鍋和志君） 保育士の人数、それから面積等でございますが、まず認可保育園でございます。職員の条件は、全員が保育士さんということになっております。保育士の数は零歳児が3対1、1、2歳児が6対1、3歳児が20対1、4、5歳児が30対1でございます。

それから、認証保育園でございます。保育士さんは、資格者が60%以上ということになります。それから、保育士さんの数ですが、零歳児が3対1、1歳児が6対1、2歳児が6対1、面積でございますが、零歳児が1人当たり3.3平方メートル、1歳児が1人当たり3.3平方メートル、2歳児が1人当たり1.98平方メートルでございます。

認証保育所は零歳から2歳まででございますね。認可保育園は零歳から5歳までの子供さんがいらっしゃいます。失礼しました。基準面積、認可保育園のほうですが、2歳以上が1人当たり1.98平方メートルでございます。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 今は、この資料の1ページ、2ページの（2）認証保育所まで、2ページの（3）認可外保育施設のこども学園、（4）家庭福祉員、（5）認定こども園、ここはどうなっているんでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 済みません、今現在すぐわかるのを申し上げます。

まず、家庭的保育ですね、家庭福祉員のほうでございますが、面積は児童1人当たり3.3平方メートル、それから保育士の数ですが、乳幼児3人につき1人でございます。

なお、家庭的保育補助者が一緒につく場合には、5名まで保育できることになっております。

それから、家庭的保育につきましては、職員の条件は先日一般質問でも御質問いただきましたとおり、市町村長が行う研修を終了した保育士、または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者ということになっております。

家庭的福祉員の2人とも条件が、先ほど申し上げたものに該当していれば保育ができるということになります。現在の人ですね、現在お2人していただいているますが、条件に該当していただいております。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 済みません、今（3）と（5）、認可外保育施設のこども学園、東大和市こども園、（5）こちらは説明していただきました。

○保育課長（宮鍋和志君） 恐縮です。こども学園のほうは、ちょっと今データがございません。認可外保育園ですがわかりません。それから、認定こども園のほうですね。現行が面積ですが、保育室の屋外遊戯場2歳以上1人当たり3.3平米、恐縮です。今申し上げたのは、遊戯場の面積でございます。その他については、ちょっとお時間いただければ確認いたします。

○委員（床鍋義博君） 資料の8ページのところで、新定義なんですかけども、平成19年3月のときに通達が出ているということだったんですけども、この中で他に入所可能な認可保育園があるにもかかわらず、特定の保育園を希望し、保護者の私的な理由により待機しているというところが除外されています。実際に本当に距離

が遠かったりしたら、もう難しいのと、あと年子がいた場合にお姉ちゃんがこっちの一つの保育園に入って、次の子が別の保育園となると、実際的には通わせるのは無理だなというふうに思うんですけども、そういうことを、これ新基準なので、これから外れているのはわかるんですけども、市としては、それはどれぐらいの人数で把握しているのかをお聞きします。

○保育課長（宮鍋和志君） 新定義の14人の方の内訳ですが、零歳児が旧定義だと12人例えているんですが、そのうちの3名の方が認証保育所とか、家庭福祉員等、いずれかの保育を受けていらっしゃる方ということで、まず除きます。それから、私的の理由ということで、9名の方がほかに入園可能な保育園があったり、希望が1園のみだったりしますので、これは私的の理由だということで削除させていただいている。そういうことで、12引く3引く9ということで、ゼロということで計算しております。同じように、1歳児については私的の理由だというのが12名、2歳児クラスについては15名、3歳児クラスについてはお1人、4歳児クラスについては4名、5歳児クラスについては1名、合計42名の方を私的の理由があるということでカウントしております。

以上でございます。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 私的な理由という中で、よく見られるのがお母さんの育児休業を延長するために、やはり入れると希望以外のところでも入れてしまうと、希望以外ですので、そこは希望されるところを待って育児休暇を延ばせるということで、お待ちになっている方もいらっしゃるというところでございます。

以上です。

○委員（西川洋一君） 今のところですけど、これは42人それぞれ理由を把握した文書になったものはあるんですか。あれば、いろいろ見させてもらったほうがいいかなと思うんですけど。

○保育課長（宮鍋和志君） 特に文書になったものはございませんが、入園申請書ですね、そちらのほうで希望保育園が1園のみしか書いてないとか、16園ございますが、1園のみしか書いてないとか、ほかにあきがあるにもかかわらず、そこをあえて申し込まないであきがいっぱいのところに申し込んでいらっしゃる方とか、そういうことでカウントさせていただいております。

○委員長（中間建二君） よろしいでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 失礼しました。訂正いたします。

ほかに入園可能なところがあるにもかかわらず、あえてあきがないところ、そちらを御希望されていらっしゃる方等をカウントしてございます。

以上です。

○委員長（中間建二君） それでは、前回とまた本日と合わせまして、市側から提出いただきました資料に基づきまして、調査を行つてまいりましたけれども、今後のこの所管事務調査の進め方につきまして、御意見がございましたら、御発言をお願いいたします。

○委員（東口正美君） 保育園の待機児童に関しては、大体おおむね現状がわかっている、来年度の措置を待つしかない部分もあるということで理解したんですけども、今さらに問題なのが小1の壁と言われている学童保育の待機児童問題というところが、もう少し調査させていただければというふうに思つておりますし、今回これ資料をいただいているんですけども、ランドセル来館の意義は書かれているんですが、それぞれの学童における、児童館におけるランドセル来館の数とかが入っていないこととか、あともう一つは放課後子ども教室との今後の兼ね合いとかいうことも考えますと、もう少しこちらを調査させていただければというふうに思います。

○委員（西川洋一君） この子ども・子育てについては、新制度の検討が今始まっていて、今までにこの委員会で調査している内容と重なって進んでいくんじゃないかなという状況だと思うんですよね。ですから、こちらがどこまで、それを例えば9月には条例提案するというなんだけども、その関係もこれから出てくるわけですよね。ですから、それに対して、この委員会が今現状どうなっているんだと、条例のつくり方のというところまでいけるのかどうかというのも、ちょっと疑問だと思うんですよね。ですから、市側のそうした動きを若干見ながら、その時点、時点で、どうするか考えるというような感じになるんじゃないかなと思うんですよね。そういう進め方が一つかなと。例えば今学童保育のことも出されました、現状どうかというのを、もう少し詳しくというのは私も賛成です。ただ今度は、6年生までというような感じの話も入ってきてますので、こうした展望も今つくっている、施策の展望をつくっているんじゃないかなと思うんですよね。ですから、それも市側の作業の進みぐあいとの関係で、こちらがどこまで調査していくのかどうか、これはちょっとこれから長側と相談しながらやつていかなきやいけないかなというふうには思うんですが。

○委員（関田 貢君） 僕は環境という面から見て、これから国制度、都制度が、この環境が変わっている制度を、どうか融合的にあるものはあるもの同士で合併させて、一つの機能にするというような考え方が、今西川委員が言われたように、市側が検討しているのかどうかということもあるだろうし、というはまず僕が子供の児童館の問題から端を発して、そこに張りつく学童保育所、そして放課後教室という問題があります。そうしたときに、学童保育の問題は国制度では、今度は放課後教室の問題のあり方で、先例市はもう放課後と学童を一体にして、学童保育は1年生から3年生までのことで、全体を対象にするから、放課後教室で学童的な保育のものを放課後教室に移動して、そこで1年生から6年生まで一緒に放課後教室の中で、学童保育的な役割もやっている先例市があるんですね。ですから、そういう先例市のことなんかも考え合わせて、東大和市のこれからの中の学童を中心とした児童館のあり方、あるいは国が進めている放課後教室との一体感で、それぞれ独立的に事業をさせると大変なんですね、児童館は児童館の子供の時間があるし、学童は学童で1年生から3年、放課後は全部が対象になるんだけれど、そこに集まる人の指導員の問題があるということで、23区の中で私が経験して調べたところなんかは、学童保育を廃止して、放課後、国制度ができたときに、一貫教育に放課後教室で全部統括して、それで1年生から6年生までやっている行政区もあるんですね。ですから、そういう行政区と僕は比較しながら、この環境行政を子供たちの環境を変えていくということを、ここで委員会の中で勉強したらいかがかなというふうに私は思っていますけれど。

○委員（西川洋一君） 新制度についての条例を市側は9月に提案ということを、たしか一般質問の中で、そういう予定であると、そういうスピードで今進めているということですので、この委員会としては、きょうが終われば閉会中に先ほど出された、例えば学童の実態をもう少し調査して、それで終わるとすれば、次に聞くときは、もうその条例が出ていて、それについての議論になっていくんじゃないかなという、こういう状況だと思うんですよね。ですから、そういう状況に合わせて、こちらも進めていくというふうにならざるを得ないんじゃないかなというふうに思うんですよね。それ以前に、今度の新制度の5カ年計画が出されて、条例と並行論議になるのかどうか、その辺の見通しなんかもどうなるのかわかりませんけど、長側の進行状況に合わせて、現実はこちらも入っていくという状況になっちゃうんじゃないかなというふうに思うんですけど。何か意見あるのかな、向こうから。

○委員長（中間建二君） それでは、今後の進め方について、御意見をいただきましたけれども、一つは現状での保育園の待機児童の解消の施策については、おおむねこの認可保育園の整備等の効果も見られてきたという

ことで、一応の状況成果については確認ができているのかなというふうに思います。その上で、この学童保育の待機児の状況、ランドセル来館、また放課後子ども教室との兼ね合いということで、今お2人の委員から先進市の事例も含めた中で確認、調査を引き続き行ってはどうかということ。

それから、もう一つは新制度移行に向けての市側の準備段階に合わせた中で、来年度の新制度のスタートも見越した調査もやっていきたいと、おおむねこういう2つの方向性の御意見かというふうに受けとめさせていただきましたけども、この2つを踏まえながら、次回以降の調査について、また皆様と御相談させていただきながら進めていくというような形で考えておりますけども、よろしいでしょうか。

では、そのような形で進めさせていただきたいと思います。

それでは、お諮りいたします。

本日の所管事務調査は、この程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前10時23分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（中間建二君） 次に、特定事件調査 行政視察について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

本委員会において、閉会中に行行政視察を行うため、お手元に御配付いたしました特定事件調査 行政視察のとおり、特定事件調査事項を決定したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま決しました特定事件調査事項を閉会中の継続審査とすることに、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

次に、閉会中の委員派遣について、お諮りいたします。

ただいま決しました特定事件調査のため、委員派遣を行う必要があります。

よって、会議規則第96条の規定に基づき、お手元に御配付いたしました派遣承認要求書のとおり、議長に対して委員派遣承認要求をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○委員長（中間建二君） これをもって平成26年第5回東大和市議会厚生文教委員会を散会いたします。

午前10時24分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 中 間 建 二